	IΒ		新	
項目	ページ	令和5年度版	ページ	令和6年度版
I 日本NGO連携無償資金協力とは〜制度の概要〜	P1	「このような日本の国際協力NGOは、開発協力において政府にとって重要なパートナーであり、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱では、NGO/市民社会との連携を戦略的に強化することとしています。 NGOとの連携強化のための重要なツールの一つである「日本NGO連携無償資金協力」(以下、「N連」といいます。)は、日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で自主的に企画・実施する国別開発協力方針等の日本のODA政策の内容に沿う経済社会開発事業に対して、外務省が政府開発援助(ODA)資金を供与するものです。 外務省は、(1)非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、(2)人間の安全保障の推進、(3)自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力といった開発協力大綱の3つの基本方針の下で、N連を通じたNGOとの一層の連携強化を図っていきます。」	P1	・開発協力大綱改定に基づき、下記の文言に修正致しました。 「このような日本の国際協力NGOは、2023年6月に閣議決定された開発協力大綱において、開発協力の戦略的パートナーと位置付けられています。 NGOとの連携強化のための重要なツールの一つである「日本NGO連携無償資金協力」(以下、「N連」といいます。)は、日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で自主的に企画・実施する国別開発協力方針等の日本のODA政策の内容に沿う経済社会開発事業に対して、外務省が政府開発援助(ODA)資金を供与するものです。 外務省は、(1)平和と繁栄への貢献、(2)新しい時代の人間の安全保障の推進、(3)開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創、(4)包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導といった開発協力大綱の4つの基本方針の下で、N連を通じたNGOとの一層の連携強化を図っていきます。」
3 対象となる事業	Р3	「事業実施国を問わず、前々年度以前の事業について、完了報告書が提出され、 残余金(ある場合)の返納を含む精算手続が完了している又は完了の目途が立っ ていること。原則として、未完了の場合、同一団体との間で新規又は継続案件の契 約は行えません。」	P3	・「残余金」を「供与済み未使用資金」へ修正致しました。

	IΒ		新	
項目	ページ	令和5年度版	ページ	令和6年度版
固定資産	P5	「固定資産となり得る物品の調達方法はリースを原則とします。なお、現地でリースが存在しない、購入した方が安価となる等の理由により購入せざるを得ない場合、在外公館又は民間援助連携室と事前に相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体、住民組織、現地NGO(同じアライアンス系の現地団体は除く)、政府・地方自治体等の合意を取付けて事業終了後、しかるべく譲渡してください。車両やPC等事務機器を次期N連事業で継続使用を希望される場合は、現行事業期間中に、前広に民間援助連携室に相談してください(車両については、価格や汎用性の点から、より慎重に検討します)。(注)譲渡先関係者)当該物資を私的利用、転売等行わないよう合意の取付けの際誓約させてください。また、供与に際しては日本の援助であることを広告できるよう日章旗シールの貼付を原則とします。供与側である団体は、物品譲渡後3年間は毎年使用状況を確認し記録を保存してください。(注:N連における固定資産とは、原型のまま1年以上保有・使用できて、反復使用に耐える単価が5万円以上のものとします。ただし、単価が5万円未満であっても特に指定する物品として、次のものもN連における固定資産にの下きで、次のものもに指定する物品として、次のものもN連における固定資産に入り、Bluray等、、浄水器、空気清浄機、冷暖房器、チューナー(含むデコーダ)、プリンター、複合機、通信機器(電話機、携帯電話、ポケベル、ファクシミリ等)、PC、PC 用 OS ソフトウエア、衛星放送受信装置、金券類、カメラ)。判断に迷う場合には、民間援助連携室へ時間的余裕をもってご相談ください。)」	P4~P5	「N連は団体が行う事業に対して資金協力をするものであり団体の恒常的な活動を支援することを目的としたものではないため、団体の固定資産となり得る物品の調達方法はリースを原則とします。なお、現地でリースが存在しない、購入した方が安価となる等の理由により購入せざるを得ない場合、在外公館又は民間援助連携室と事前に相談の上、当該事業等に係る目的で資産を活用する受益者団体(団体または団体代表者が現地で設立した機関は除く)、住民組織、現地NGO(同じアライアンスの現地団体、現地事務所が現地法人化した団体等は除く)、政府・地方自治体等の合意を取付けて事業で継続使用を希望さん場合は、現行事業期間中に、前広に民間援助連携室に相談してください。車両やPC等事務機器を次期N連連携室に相談してください(車両については、価格や汎用性の点から、より慎重に検討します)。 (注)譲渡先(関係者)が当該物資を私的利用、転売等行わないよう合意の取付けの際誓約させてください。また、供与に際しては日本の援助であることを広告できるよう日章旗シールの貼付を原則とします。供与側である団体は、物品譲渡後3年間は毎年使用状況を確認し記録を保存してください。(注) N連における固定資産とは、原型のまま1年以上保有・使用できて、反復使用に耐るる単価が5万円以上のものとします。ただし、単価が5万円とは、原型のまま1年以上保有・使用できて、反復使用に耐る単価が5万円以上のものとします。ただし、単価が5万円度未満であっても特に指定する物品として、次のものもN連における固定資産に含まれます。事務机、事務用椅子、キャビネット類、テレビ、ビデオ(含むデコーダ)、プリンター、複合機、通信機器(電話機、携帯電話、FAX等)、PC、PC用のSソフトウエア、衛星放送受信装置、金券類、カメラ)。判断に迷う場合には、民間援助連携室へ時間的余裕をもってご相談ください。」
Ⅲ 優遇措置を受けることのできる事業	P19		P19	・(1)アジアにおける貧困削減に資する事業に「福祉《子どもの保護等》」を 追記致しました。

		旧			新		
	項目	ページ	令和5年度版	ページ	令和6年度版		
IV 申 れ	請から事業完了までの流	P21	B-1 外務省への事前相談― 外務省によるアドバイス― C 外務省への申請準備書類一式の提出― ① 外務省における申請準備書類一式の提出― ② 1 外務省における申請準備書類一式の提出― ② 2-1 外務省及び外部機関― 「正主る事前審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P22~P23	・チャートの図について、現状のプロセスに合わせて変更し、新規事業と継続事業の流れを分けて記載致しました。また、各項目において審査〈主体〉を記載致しました。		
1 事	業の申請	P22		P24~P25	・「事業の申請」について、「新規事業の事業申請」と「国際協力における重 点課題に該当する複数年事業の2年次以降の事業申請」に分けて記載を致 しました。		

	IB		新	
項目	ページ	令和5年度版	ページ	令和6年度版
申請書類に関する留意事項 14-1「施設案件事業申請書/申 請資料(建築施設、井戸掘削を 含む)」	P24	「≻事業内容に施設建設が含まれる場合、提出してください。 >見積書、積算書、図面は相互に整合する内容としてください。 >配置図、平面図、立面図等の提出がない見積書、積算書は審査できません。」	P27~P28	「〉施設案件の事業申請に当たっては、以下の事項に留意し、適宜、適切に申請資料を取りまとめてください。 ①施設案件に係る申請書本文の整理施設案件に係る申請書本文の整理施設案件に係る申請書本文(活動内容)は、計画の概要、計画内容の要点、施工方法、施工監理方法等について項目を分け簡潔に記述するとともに、具体的な計画規模(計画サイト数、計画施設を構成する各種建造物の種別、個所数或いは延長等)については、設計・積算資料類と容易に照合できるよう、本文とは分けて付表(或いは箇条書き)として整理するなど、適切に取りまとめてください。②現況写真及び類似施設の施工状況写真等当該年次における事業計画サイトの全景写真、インフラ整備の必須要件となる連関サイト(水源、既存施設等)、インフラ施設を構成する各種建造物施工サイトの現況写真及び、申請団体が当該国において施工済或いは施工中の類似施設の施工状況写真、竣工写真、供用状況写真等を申請資料として提出してください。なお、類似施設の施工状況写真等については、当該国における実績がない場合は不要とします。 ③計画全体平面図事業計画サイト全域をカバーした地形図或いは地形写真に、インフラ整備の必須要件となる連関サイト(水源、既存施設等)、インフラ施設を構成する各種建造物を図示(名称を付してマーク或いは形状をプロット)した計画全体平面図を申請資料として提出してください。なお、縮尺は任意とし、適宜、分割することも可とします。 ④設計諸元、設計図面類等 インフラ施設を構成する各種建造物の設計図面類については、適宜、申請資料として提出してください。。⑤インフラ施設の機能模式図複数の構成施設が一体となりシステムとして機能するインフラ施設(給水施設、灌漑施設等)については、適宜、システムの構成/機能等を理解し得る模式図を申請資料として提出してください。> シ 見積書、積算書、設計図面類は相互に整合する内容としてください。> シ 見積書、積算書、設計図面類の提出がない見積書、積算書は審査できません。」
申請書類に関する留意事項 14-2「建築案件/井戸案件必要 書類・必要事項(様式1-e)」	P24		P28	▶事業内容に建築施設、井戸掘削が含まれる場合、提出してください。

		IB		新	
項目	ページ	令和5年度版	ページ	令和6年度版	
事業変更承認申請	P27	「この場合、承認までに1か月程度かかることも想定されますので、御留意願います。」	P31	「この場合、承認までに1か月以上かかることも想定されますので、御留意願います。」	
事業変更報告	P28		P32	・事業変更報告書の提出が不要になる場合について、下記の文を追記致しました。 「活動細部(活動に用いる物品の変更等)の変更や事業規模の拡大又は縮小(研修の回数増減等)、物資等の追加購入で、事業の上位目標達成のために必要なもの且つ他の予算項目から流用を伴わないもの」	
(2)資金の精算	P30		P34	・下記の文を追記いたしました。 「精算段階での予算の変更(費目間の移動)については精算を開始した時の 最新の実施要領に基づくこととする。」	
5. 外部調査について	P31	「完了報告書には、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して作成された「合意された手続実施結果報告書」(英語以外の外国語で作成された場合には日本語要約を付けること。)の添付が必要です。なお、専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」は、International Standard on Related Services(ISRS)4400 "Engagements to Perform Agreed-upon Procedures Regarding Financial Information"を基礎にしていますが、事業実施国・地域において、これが依然一般的でない或いは導入されていない場合には、過渡期の対応として従来の方式を用いることを検討しますので、民間援助連携室に御相談ください。」		「完了報告書には、日本又は現地の公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して作成された「合意された手続実施結果報告書」(英語以外の外国語で作成された場合には日本語要約を付けること。)の添付が必要です。なお、専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」は、International Standard on Related Services(ISRS) 4400 "Engagements to Perform Agreed—upon Procedures Regarding Financial Information"を基礎にしていますが、事業実施国・地域において、これが依然一般的でない或いは導入されていない場合には、民間援助連携室に御相談ください。」	
(5)調査結果の返却	P33	「合意された手続の実施結果報告書は、精算手続完了後に外務省から事業実施団体に対して返却されるものとします。また、原本を提出いただく場合は、精算手続き後に返却されるものとします。」		「調査結果についてはPDFでの提出も認めます。但し、必要があれば原本の提出を求めることがありますので、事業実施団体は事業終了日の翌年度から5年間調査結果の原本を保管するよう、お願いいたします。また、原本を提出いただく場合は、精算手続き後に返却されるものとします。」	
(別表 I)対象となる経費と積算 上の留意点 イ 現地スタッフ人件費	P40		P41	・下記の文を追記いたしました。 「団体現地職員については、現地住民向けのワークショップやトレーニング等への参加も認めます。また、現地提携団体職員についても、右に加え、持続発展性の必要に鑑み、事業実施に必要な研修等への参加を認めます。」	